

## 池田市家庭用蓄電システム設置費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止を推進するため、池田市家庭用蓄電システム設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付の手續等に関し、必要な事項を定め、補助金の交付に関する業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 補助金の交付の対象となる家庭用蓄電システム（以下「対象システム」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 太陽光発電システム等により発電した電力又は夜間電力等を繰り返し蓄え、その電力を停電時や電力需要ピーク時に必要に応じて活用することができるものであること。
- (2) 日本産業規格の認証を受けたもの又は同等の認証を受けたと市長が認めるものであること。
- (3) 定置型であって、蓄電容量が1キロワットアワー以上のものであること。
- (4) 未使用品であり、自作でないこと。
- (5) 設置に関して法令等に違反していないものであること。

### (交付対象者等)

第3条 補助金の交付の対象となることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 現に自ら居住する市内の住宅（同一建物内に居住部分と店舗、事務所等の部分が併存している住宅（以下「併用住宅」という。）を除く。）に対象システムを設置した者（ただし、当該住宅を自ら又は自らを含む複数者で所有している場合に限る。）
- (2) 予め対象システムが設置された市内の住宅（併用住宅を除く。）を購入し、当該住宅に現に自ら居住する者（ただし、当該住宅を自ら又は自ら

を含む複数者で所有している場合に限る。)

2 過去に池田市の補助金の交付を受けた対象システムについては、補助金の交付の対象とすることはできない。

3 前1項に規定する者は、次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。

(1) 申請時において、市税を滞納しておらず、市内に住所を有していること。

(2) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(3) 交付対象者又は交付対象者を含む複数者で対象設備を所有していること。

4 補助金の交付は、1件の住宅につき1回限りとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、対象システム1台当たり50,000円とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする交付対象者(以下「交付申請者」という。)は、対象システムの竣工検査を実施した日から起算して3月を経過する日までに、池田市家庭用蓄電システム設置費補助金交付申請書兼同意書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 対象システムの設置費に係る領収書(補助金の交付の申請日前1年以内に交付申請者宛に発行されたものに限る。)の写し又は支払いを証明する書類

(2) 対象システムの設置費に係る型式や数量、単価等の内訳が明記された書類

(3) 対象システムの竣工検査記録書(様式第2号)

(4) 対象システムが設置された住宅に係る全景のカラー写真及び所在地が確認できる地図

(5) 対象システムの設置状態及び製造番号が確認できるカラー写真

(6) 対象システムの仕様が確認できるパンフレット等

(7) 対象システムが設置された住宅の所有権を、交付申請者を含む複数者が有する場合にあっては、その数の設置承諾書（様式第3号）

(8) 前各号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、予算の範囲内において、前項の交付の申請の受付を直接持参の方法により先着順で行う。

（交付の適否の決定）

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行った後、補助金交付の適否を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付に適すると決定したときは、当該交付申請者に対し、池田市家庭用蓄電システム設置費補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付に適さないと決定したときは、当該交付申請者に対し、池田市家庭用蓄電システム設置費補助金不交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第7条 交付申請者は、前条の規定による補助金交付の決定通知を受けたときは、速やかに池田市家庭用蓄電システム設置費補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付しなければならない。

（交付の申請の取り下げ）

第8条 交付申請者は、やむを得ない理由により交付の申請を取り下げようとするときは、速やかに池田市家庭用蓄電システム設置費補助金交付申請取下届出書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による交付の申請の取り下げがあったときは、速やかに池田市家庭用蓄電システム設置費補助金交付申請取下承認書（様式第8号）により通知するものとする。

（管理）

第9条 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、対象システムの法定耐用年数の期間内において、対象システムを適正に管理しなければならない。この場合において、補助事業者は、天災地変その他補助事業者の責めに帰することのできない理由により、対象システムが損傷し、又は滅失して使用不能になったときは、財産損傷（滅失）届出書（様式第9号）により市長に届け出なければならない。

（処分）

第10条 補助事業者は、対象システムの法定耐用年数の期間内において、対象システムを処分しようとするときは、あらかじめ財産処分届出書（様式第10号）により市長に届け出なければならない。

（データの提出）

第11条 補助事業者は、市の求めに応じ、対象システムに関するデータを提出しなければならない。

（確認及び検査）

第12条 市長は、補助事業者に対し、対象システムの使用状況、帳簿、書類その他の必要な事項について適宜確認し、又は検査をすることができる。

2 補助事業者は、前項に掲げる確認又は検査に協力しなければならない。

（交付の決定の取り消し）

第13条 市長は、交付申請者又は補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、第6条第1項に規定する補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、池田市家庭用蓄電システム設置費補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により通知するものとする。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受け、又は受けようとし

たとき。

(3) 第7条の規定に基づく補助金の請求（交付申請者によるものに限る。）を行わないとき。

(4) 第8条の規定に基づく交付の申請の取り下げがあったとき。

(5) 第11条の規定に基づくデータの提出（補助事業者によるものに限る。）を行わないとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る補助金を既に交付しているときは、補助事業者に対し、池田市家庭用蓄電システム設置費補助金返還命令通知書（様式第12号）により、期限を定めて、当該補助金の返還を命じることができる。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。